## 平成 28 年度

# 第2回総務文教常任委員会会議録 第1回総務文教分科会会議録

平成 28 年 5 月 16 日

宍 粟 市 議 会

### 平成28年度第2回総務文教常任委員会会議録目次

次第	1
出席委員	1
出席説明員	1
開会	2
高山委員長挨拶	2
議事	2
(まちづくり推進部)	
第58号議案	
樽本市民協働課長説明	2
坂根まちづくり推進部長説明	2
樽本市民協働課長説明	3
質疑・答弁	4
稲田委員	4
西本委員	6
山下委員	7
岸本委員	7
高山委員	1 7
採決	1 8
西本副委員長挨拶	1 8
閉会	1 8
平成 2 8 年度第 1 回総務文教分科会会議録目次	
次第	2 1
出席委員	2 1
出席説明員	2 1
開会	2 3
高山委員長挨拶	2 3
議事	2 3
(企画総務部)	

#### 第56号議案 2 3 質疑・答弁 2 3 稲田委員 2 4 ..... 西本委員 2 4 ...... 岸本委員 2 5 伊藤委員 2 5 ..... (教育委員会) 第56号議案 2 5 2 5 ...... 質疑・答弁 2 6 伊藤委員 2 6 ..... 西本委員 ..... 2 6 稲田委員 2 6 ... 岸本委員 2 6 山下委員 ... 2 7 (まちづくり推進部) 第56号議案 2 7 質疑・答弁 ..... 2 7 伊藤委員 ..... 2 8 稲田委員 ..... 2 8 ... 西本委員 2 9 山下委員 ..... 2 9 閉会 3 2

#### 平成28年度第2回総務文教常任委員会会議録

日 時 平成28年5月16日(月曜日)

場 所 宍粟市役所501会議室

開 会 5月16日 午前11時15分

#### 次 第

- 1. 開会
- 2.委員長あいさつ
- 3.調査・協議・審査事項

(まちづくり推進部)

第58号議案 宍粟市千種B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について

4 . その他

#### 出席委員

委 員 長 高 山 政 信 副委員長 西本 諭 稲 田 常 委 眀 委 員 実 岸 本 義 山下由 伊 藤 郎 " 美 " " 秋 田裕 三(議長)

#### 出席説明員

#### (まちづくり推進部)

雅彦 まちづくり推進部長 坂 根 まちづくり推進部次長 平 瀬 忠 信 まちづくり推進部次長兼人権推進課長 富 健 次 市民協働課長樽 勝 弘 田 本 仁 消防防災課長田 市民協働課管理指導員 前 作 路 田裕

#### 事務局

次 長上長正典

(午前11時15分 開会)

高山委員長 全員そろわれましたので、休憩をといて再開させていただきたいと思 います。

本日、御提案のありました第58号議案についての審査を行いたいと思います。宍 栗市千種 B & G 海洋センターに係る指定管理者の指定についてということで、審査 を行います。

それでは、説明に入っていただきたいと思います。

樽本課長。

樽本市民協働課長 そしたら、本日提出しております資料1ページをごらんいただきたいと思います。指定管理者の候補者選定に係る審議会について答申が出ております。

めくっていただきますと、3ページをごらんいただきたいと思います。審査概要につきましては、第1回、平成28年4月14日9時半から14時30分まで、センター千種3階の中央ホールにおいて書類の審査をさせていただきました。2回目につきましては4月21日9時半から15時30分まで、市役所の3階についてプロポーザルを行いました。応募者につきましては、(3)番のところ 番のところから、神姫パスグループ&サンスイミング共同事業体、まためくっていただきますと、 番で宍粟スポーツマネジメントという形でシンコースポーツさんと日本管財さんの共同事業体、また 番目には株式会社スポーツプラザ報徳さんという3社の御提案をいたきました。審査結果につきましては、5ページの表のとおりになっております。総得点の6割以上で出す結果であることから、最も得点の高かった株式会社スポーツプラザ報徳さんを優先交渉権者として選定し、2位の団体であった神姫バスグループ・サンスイミング共同事業体を第2交渉権者として選定したという御報告をいただいております。総評につきましては、5ページ、6ページ等で報告を受けているとおりです。

簡単ですが、報告とさせていただきます。

高山委員長 資料に基づきまして説明を受けました。

続いて何かありますか。

樽本市民協働課長 引き続きまして、本会議で御質問がありましたスポーツ管理施設条例の中で、スイミングスクールの部分がうたってある部分があるのかどうかということなんですけども、近隣の市町等ではうたってあるところもありますし、全くうたってないところもあります。今回、うたわせていただいた部分につきまして

は温水プールということで、年間のプール利用の中でやはリスイミングという指導を年間を通してやっていただきたいという思いから、スポニックパーク一宮と、今回建設された千種B&G海洋センターにつきましては、温水プールのスイミングスクールの料金というのを条例のほうに記載させていただいております。あくまでもこれは上限での金額なので、今後、事業者さんとの努力がそれ以外の中で見えてくるのかなと思っております。

それともう一点なんですけども、熱源の部分につきまして御質問がございました。 熱源につきましては、本来、仕様書の中の4号様式で需用費の中で光熱水費の内訳 をつけさせていただいておりました。この中には、電気代、水道代と、あとペレット及び重油の燃料代を含むという表現をしておった結果、仕様書に基づく質問状等 が出ております。その質問につきましては、想定されるペレットの利用料は幾らぐらいにされておりますかということだったんですけども、その中で重油とペレットの使用区分につきましては、全体ペレットボイラーの年間使用料の6割程度の部分という形で、130トンという形で質問等にお答えさせていただいております。

#### (「経費」の声あり)

模本市民協働課長 あと経費のところは、今からまたちょっと追加資料で出させていただきたいなとは思うんですけども、直営の部分と指定管理者制度の部分になります経費等を試算しております。当初、教育委員会から出されてた部分もあろうかと思うんですけども、それにつきましては再精査をかけさせていただいた結果、指定管理者制度を導入するほうが安く済むという形で判断させていただきました。 坂根まちづくり推進部長 今、ここでしておるのは、委員会のほうで提出するようにという部分、本会議の中でありました仕様書、それと経費の試算の内訳、さらには直営の場合と指定管理にした場合、事前に私どもで試算をした分、本日1.2程度削減できておりますというふうにお答えした根拠となる資料でございます。 高山委員長 樽本課長。

様本市民協働課長 指定管理者業務仕様書をちょっとごらんいただきたいと思います。めくっていただきますと2ページの真ん中どころの(18)番のその他のところの 番に、ちくさ杉の子ども園、千種小学校授業において利用する際は、優先的な利用を許可するなどの配慮をすることという形で明記しております。その部分につきましては、御質問がありましたほかの部分と違うもので、宍粟市等々が独自の部分かなと思っております。

それと、先ほど説明させていただいた部分が、収支計画書の1枚目のところの2

番の管理費のところに内訳をつけております電気代、水道代、ペレット燃料代等というところ、この部分の御質問が出てきた部分について、先ほどお答えさせていただきました数量を回答させていただいております。

稲田委員 重油代がどれぐらいの割合を占めてるのかを、そもそもペレット主体ということやったんが、なかなか熱量の関係で重油を使うということやったんですけど、その全体を100とすると、その重油はどれぐらいのパーセントを占めますか。 高山委員長 課長。

模本市民協働課長 金額的なところではなく、ペレットボイラーにつきましては年間の消費量というのが200トン以上の部分で年間を賄うということの想定をしております。その中の6割の130トンという形で、今回、お示しをしておりますので、それ以外の4割程度につきましては、初年度については重油の運転等を想定して今回は計上しております。

稲田委員 予算の経費だけじゃなくて環境面で物を言うたら、お金の問題じゃないんやけども、全体を100としたときに、今6割ということは60何%が重油で賄うということですか。

樽本市民協働課長 ペレットです。

稲田委員 ペレットで。残りの4割程度を重油でする。それでずっといけるという 話ですか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 あくまでもこれは平成28年度の想定なので、基本的にはペレットの利用というのはボイラー自体が安定してくればもう少し上げたいと思っております。 7割、8割、100%の稼働が本来めざすところなので、その部分は最後までめざしていきたいと思っております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 気候が影響するということで、寒い地域なので、それでペレットだけでは賄えない部分もあるということを前に説明を受けたんですけども、気候が変化するとは考えにくいんで、どういった方法でペレットの量を上げていくんですか。まさか温度を低くするわけにもいかないですし、温水プールのこれだけの何度というのを確保しようと思ったら、それだけの重油が要るわけですね、現時点で。それが、将来的に8割、9割ペレットに持っていきたいというためには、どういうことをしたらそうなるんですか。

高山委員長 課長。

模本市民協働課長 まず、最初に今回初めて設置する施設なので、今年度につきましては想定数とする目標数値は6割と、高いか低いかというと微妙な数字なんですけども、設定はさせていただいてるんですけども、次年度以降、供給と需要とのバランスの中で、その稼働が100をめざせるのであればめざしたいとは思いますが、これにつきましては料金等々もございますので、その辺につきましては、今後、この1年間の結果を見据えて指定管理事業者と調整させていただきたいと思います。高山委員長 稲田委員。

稲田委員 今、料金等というのは利用料ですか。

高山委員長 樽本課長。

模本市民協働課長 料金につきましては、あくまでもこれは施設の管理費用に入ってきますので、指定管理料というところの部分での負担しているところが発生してくるかなと思います。また、今言われたように使用料に関する部分でどれだけ利用者数、利用料が上がってくるかというところも発生してくるのかなと思います。 高山委員長 稲田委員。

稲田委員 利用料とか指定管理料とかに影響される、それにペレットの割合が影響されるというのがわかりにくいんですけど、結局これだけの利用料が上がったり指定管理料が下がったりすると、ペレットがたくさん使える、そういう意味ですか。 高山委員長 課長。

模本市民協働課長 市としましては、やはり環境に配慮した中でペレットのボイラーというのは使っていただきたいんですけども、やはり料金、経費というのが丸々事業さんの負担になってくる中で、今現在の料金でいいますと重油等の単価がこれだけ安くなってる中で、その負担を与える中で指定管理料等にはね返ってくる可能性が高いと判断しておりますので、今年度につきましてはお示しさせていただいたのは、能力の6割程度で宍粟市としては考えておりますという形で事業者さんにお示しさせていただいてるということです。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今、課長が申しましためざすところはどこなのかというところなんですが、いつぞやの議会の一般質問だったでしょうか、お答えしたんですが、ペレットボイラーだけではなかなか熱源としては対応できないと、ちょっと専門用語は忘れたんですが、燃やしてから供給できる熱源に上げていくまでに、ペレットストーブについてはゆっくりしてしまうので、速度を上げていくためには重油を活用しないとできないということですので、ペレット100%というのはまずな

いだろうというふうに考えてます。そういうところで、ペレットの単価というところもこれからいろいろ調整をしていかないといけないんですが、その辺の兼ね合いがありますので、今のところ我々としてはその6割をペレットでやってもらいたい、これは環境負荷を抑えるために宍粟市の施策として、方針としてそういうことを打ち出しておりますので、そのあたりは今後の実績を見ながら協議をしていくことになりますが、可能な限り使っていくというのが今回の施設の方針でありますので、そのあたりを念頭に調整をさせてもらいたいと思っております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 基本が、最初にこれは平成26年に出されたときに、ペレットボイラーの導入はあくまで検討やったと思うんです。最初からどうしてもペレットボイラー主体でいくと思い込んでしまった部分があって、それでペレットボイラーでできるはずやのに何で重油を入れるんやという話にすりかわってしもうとんやけども、基本は重油やということやけども、できればその重油の部分をペレットボイラーで抑えていくようにするというのが正しい解釈やね。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 ペレットそのものは市内で全部賄える、6割したときに市内で賄える量であるか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今現在、稼働されてるのが1社なんですけども、4月末でもう一社ふえまして、2社供給体制が整うということで聞いております。その1社についても、製造能力については年間500トンとか600トンという製造能力はあるということを聞いておりますが、その供給体制につきまして、今、その2社ないしその組合を設立していただいた中で、供給体制のほうを調整させていただいたらと思っております。

高山委員長 よろしいか。

西本委員。

西本副委員長 ついで、その単価もやっぱり変動すると思うんです。だから、そういう意味で岡山県とかいっぱいありましたよね。そういうとこからまた入れるという計画はないんですね。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 基本的には宍粟市の部分で入れていただくということで調整は させていただいておりますが、やはり供給体制の中で、今おっしゃってたように隣 の県のほうが安いというところもございますので、やはりその辺についてはペレットの事業者さんにも協力というか、企業努力をしていただく部分が今後も出てくるかと思います。

高山委員長 山下委員。

山下委員 今回の収支計画書の積算根拠の中で、指定管理料が2,984万1,400円となっておりますが、これは状況によって変わってくると思うんですけれども、上限は 幾らまでとかいったようなことは決まってないんでしょうか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今回、スポーツプラザ報徳さんのほうから御提示であったり、 事業計画書をいただいております。その分の中で、先ほど質問にも答えましたよう に、修繕であったり備品等の部分というところで、やはりできたばかりの施設で、 これだけ要らないんじゃないかなという形で、今現在、スポーツプラザ報徳さんと お金の部分についてはもう少し下げていただくことでお話はさせていただいており ます。

高山委員長続けて、山下委員。

山下委員 同じくこの積算根拠という、様式第4号を別紙でつけてくださってて、 収支計画書積算根拠平成28年度、裏のほうの社宅賃借料90万円、月5万円の2名分 というのがあるんですけど、こういった分はちょっと本社のほうが職員をこちらの ほうに出向いうんか派遣いうんかされるわけで、本社のほうの費用というふうには ならないんでしょうか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今回、スポーツプラザ報徳さんにつきましては、支店を宍粟市のほうに設けて、そこで経理の部分もきちっとしていただくという形で、資料にもあります本社管理費というのを押さえていただいております。その中での費用なので、今回、この社宅賃料についても、私どもが見る限りは適正な部分かなと思っております。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 今の収支計画書と、今さっきいただいたのは何かの比較。どういう意味 で、全然数字がずっと違うんやけど、いただいてるのと。今出た資料。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 本日お示しさせていただいたのは、今回、指定管理者を募集するに当たって、市の試算、市が指定管理者を募集するに当たって、これだけの経費

を市としては見込んでますというのを、あくまでも試算として御提示させていただいてる資料が、この本日お配りさせていただいた資料です。

岸本委員 ということは、総費用は試算のほうが低いわけ。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 その部分が、やはり比較すると私どもが見させていただく中では、その施設の修繕というのが基本的に初年度の新規にできた部分でメーカー保証の部分がございますので、費用計上の部分が若干高いんじゃないかなというお話をさせていただいたり、初期投資として備品の部分をやはり報徳さんのほうもいろいると見られておる中で、今回、うちが施設整備をする中で、備品として整備するものについては、整備する中で抑えていただくという形でお話をさせていただいてる部分と、若干大きく違うものにつきましては、初年度の広告費としまして、今回、やはり今までの実績も踏まえられまして、初年度で広告・宣伝費を投資して、会員をふやしていこうという事業者さんの思いというものを、今回、提案の中には出ております。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 ということは、総額で費用は、試算というか、提示したほうが安いけど も、収入は逆に提示されたほうが高く大きくなってます。そやけど差し引きすると、 300万円かほどは指定管理費が高くつくなというふうなことになっとんかね。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 やはりその中で精査すると、先ほど言われた金額、ないしそれ 以下分が若干指定管理料のほうにはね返ってきてるのかなと思っております。

岸本委員 それは一応許容範囲内ということやね。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 その部分につきましては、先ほどもお示しさせていただきました年間の部分の想定の金額も含めますと、想定の範囲内かなというふうに担当課のほうでは思っております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 ちょっと基本的なことなんで教えてもらいたいんですけども、僕は指定管理に関してはずっと、今まで市にいろんな施設をつくってきて、それをなかなか直営していくのは経費的に難しいな、だからそのときに指定管理制度、指定管理者を設けてしようというのが流れやったと思うんです、今まで。今回の場合もそうなんですけど、あくまで最初からするときに指定管理していっていただく状態でつく

るというのは、やり方としてどうなのかなと。市が直接するのがいいとか悪いとか じゃなくて、この試算についても一番違うのが人件費と委託料なんですね、この差 しか出てないんです。先ほど質疑に対する答弁であったんだけども、やはりその指 定管理をされてるとこが行うことによって、その会員の集客ができるとかいうのは、 これは市がした試算やから同じなんですか。僕はこの市が直営でするのと、指定管 理されたとこの積算の歳入が同じやというのがちょっと納得がいかないんですけど も。

高山委員長 樽本課長。

模本市民協働課長 本日お配りさせていただいた収入の部分については、あくまでも想定を同等の条件として試算をしております。今回、報徳さんが提案していただいてる分につきましても、やはり利用人数につきましてももう少し収入が上がるということで御提示をいただいております。その部分については、やはり指定管理事業者さんの努力の部分かなと思っております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 プレゼンテーションをしたということは、自分の会社だけじゃなくて、こういうふうにして会員をふやしていくというのも、もちろんプレゼンテーションの中に含まれてると思うんです。私のとこがやるからには、これだけのことができるという、それが積算根拠のこの収入のとこにも出てこなあかんのやと思うんですね。そうじゃないん。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 まず仮定、前提条件という形で、今、稲田委員さんにお示しいただいた資料については、プレゼンテーションする場合に市としてはどうなのかという比較検討をした中でしております。ですから収入のところは、今、変わらなければこういう差が出ますよと。当然、おっしゃるように指定管理者の努力によって収入が上がれば、さらにこの合計の欄の経費の差は広がってきますというようなふうに見ていただいたらと思うんです。これはあくまで公募する段階で、我々が、どちらが一番有利なのかという検討段階での資料ということでごらんいただいたらと思うんです。ですから、事業者さんについては、私のところがこういうことで、ここに力を入れて、これだけの利用者数をふやして利用料金を上げていきます。だから、こういうことになりますよという提案がなされているというところですので、これはあくまで私どもが事前に指定管理するのか、あるいは直営にするのか、どちらが優位性があるのかというところで整理をしたときの資料でありまして、あ

くまで前提条件は同じところで、経費のところはどうなのかという比較をするため にこういう資料にさせていただいてますので、おっしゃることはそのとおりだと思 います。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 そしたら、この人件費というのはわかるんです。臨時職員であったり、 正職員を含んでますし、指定管理される場合は向こうの社内規定の金額はこうなん かなと思ったときに、このスイミングスクール委託料に物すごく差ができて、これ はどこへ預けるかの違いやと思うんですけども、市がもしスイミングスクールを直 接委託した場合にはこの362万円で済むけども、この指定管理されたところは1,296 万円かかったわけなんですね。この辺がどういうことで、市民に納得してもらうの に何でここ、これを見ることはないかもわからんですけども、最初に出された算定 と今がかなりお金が変わってしまったんで、その経費もろもろの算定。だから、そ の当時に幾ら幾らの大体市の持ち出しやというのが変わってくると思うんです、今 後。恐らく今の基準では、あくまで仮の金額しか出ないという説明になると思うん ですけども、やっていっても、それに遠からず近いような数字になると、やはりそ の理解を得るためにどうなんかなというのがあるんで、この最初にされた算定とい うのが、そのときに同意を得るための算定に見えてしまったんで、この金額という のが。これぐらいの金額なんかというのが、今、物すごく広がってる。さっきの説 明でいっても、2,280万円の経費が3,679万円に上がってると。この差は何の差で上 がったんですか。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 我々もちょっとその資料を聞いております。具体的には正規職員の人件費を見てるかどうかというところの差です、大きくは。さらに、それからペレットを使うというところでの温水光熱費、その辺を若干精査するともう少し要るんではないかなと。大きくはそういうところが若干違うと。ですから、正規職員の人件費を今回、三千何百万という分については乗せてるというところで違いが出てる。ですから、それを除けば四、五百万円というところの差になってくるのかなというふうに思います。

それとスイミングスクールのこの資料については、実はスポニックパークについてはホープさんが受けられてますよね。ホープさんが独自でスクールを運営されておるんじゃなしに、委託をされてます。その経費を試算で上げてます。ただ、今回は報徳さんについては自社でスイミングスクールも実施をしていただきますので、

多分こんなにかからないというふうに思ってます。

(「かからないと」の声あり)

高山委員長 樽本課長。

模本市民協働課長 スイミングスクールのこの部分、若干補足をさせていただきたいと思うんですけども、直営と指定管理の導入の部分ですけども、先ほど部長が申しましたように指定管理の部分についてはスポニックを基本にちょっと試算をさせていただいてるんで、これについては運営自体、全てスイミングスクールを委託しております。市の直営の場合につきましては、今回、360万円ほど上げさせていただいてるのは、スクールの教室だけを委託した場合はこの部分、その分に人件費が入っておりますので、人件費の部分も、プールの監視員であったり云々というところが人件費のところに上がっておりますので、その部分とあわせて見ていただいたら、その差というのが大きく出てきている部分です。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 恐らく人口も見て検討されて来ていただけるんやと思うんですけども、 独自でそこに一からせえというたら、なかなか挙げる事業者がないので、こういう 形でしか仕方がないと思うんやけど、やはりここは建てるにも結構な金額がかかっ てるんで、千種の人も含めて全体になかなか説明が行き届かなくて、何でそんなも のやということがあった中で、またこれ、ずっとこれはもう決まってしまったこと やからやっていかなあかんことやと思うけど、その辺が僕はもうこの時点で指定管 理か直営かという話を盛り返しても仕方がないんかわからんですけども、業者さん がどうこうと言うつもりもないですし、これはもうそちらで選定委員会がちゃんと されてるんで、やはり本当を言うと自分のとこがして、その建物に対して補助金を 出していくというやり方もあったんかなと思うんやけど、やはり公設民営みたいな 形にならざるを得なかったんですか、この今の。今後も含めてそうなんですけど、 最近できた大きな事業にしても、やっぱりどっちかというとこっちで整備をして民 間にしてもらうという流れなんで、民でできることは民でというのはよくわかるん ですよ。ただ、直営が今も人件費を見て、僕はスイミングの資格を持った人が例え ば職員に来たらどうなんかなと考えてしまったりするんですけども、そんなことも 話にはなかったですか。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 おっしゃっていただいたように、大原則の民でできることは民でというのは、これはもう日本全国そういう状況にいてますし、宍粟市もこ

れまでのいろんなことも今までもそうですけども、そういう形で御説明をさせていただいてるところであります。それは、バブルの時代のお話と、それからの情勢の変化という部分については仕方ないところであろうというふうに思ってますし、そういうところをめざすべきだというふうに思っています。

しかしながら、今回、千種地域でB&Gの温水プールを設置するというのはいろいる議論があったところなんですが、あそこの地域は今後どうしていくかというところで、元気で暮らしていただける皆さんを支援をする施設としてあれは必要だというところで御提案をさせていただいたというところがございます。ここの部分については、いろいろ議論がなされたところであります。そういう部分、採算がとれる部分、とれない部分というのがあると思います。それは、市がそこに投資をしていっても、その地域に活力を生み出したいという方針の中で提案をさせていただいた部分でございますので、おっしゃるように民でできることは民でというところの基本的な考え方を持ちつつも、市が投資をしなければいけない部分はどこなのかという判断の中で、今回はプールを建設をして、その地域の活性化につなげたい、あるいは元気で暮らしていける高齢者の皆さんを一人でも多くつくっていきたい、そういった思いの中でつくっておりますので、そのあたりの御理解をいただけたらなと思います。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 この施設の利用者数ですけども、この一つのケースとして出されたよりも相当提案のほうが多いし、直営の場合の数字に比べても相当いい数字を出していただいてるんで、これは結構なことだと、そこまで頑張っていこうという数字だろうと思うんですが、ちなみに今のスポニックパーク一宮のほうが地理的には非常にいいところなんですよね。一番北の端の千種よりももっと真ん中で、言うたら国道に沿うたところで、人口もまた多いとこ。そこで千種にあってこの数字を上げていくというのに、ちょっと私は非常に無理と考えとんやけど、やっていただけるんだったらこれで結構やと思うんですけども、ちなみに今のスポニックパークの数字、人数は出ますか。参考までに。一般とか、月の数。

高山委員長 前田指導員。

前田指導員 平成27年度の実績ですが、スイミングスクールが1万6,491人、温水プール、一般利用の分が1万7,477名です。合計で3万3,000名ぐらいの方が年間御利用されております。

岸本委員 3万3,000人、年間ね。これは年会費とかじゃなしに、もうそのとき、

そのとき。

前田指導員 一般利用も年会費も。

岸本委員 含めてね。何があったんやね、65歳以上はどうやとか、今、安いとか、 ただとかなんとか、そういうのも入ってるんかね。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 施設の要綱で定めております15歳以下の無料の部分と、65歳以上の無料の部分も、今回の数字には入ってます。

岸本委員 今回のものも、そういう勘定して入ってるわけやね。

高山委員長 山下委員。

山下委員 その15歳以下と65歳以上の無料の分は、この指定管理料の中に入るんですか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 正確に言いますと、無料なので指定管理料に入るかどうかというと入らないとは思うんですけども、何人来られたからお支払いしますということではないんで、その部分は市として無料にしてますということはお伝えしております。

伊藤委員 わしは払うつもりでおったのに。

稲田委員 払うたってもいい。

高山委員長 山下委員、よろしいですか。首をかしげておられますが。

稲田委員 お金が発生せんということは、ここに含まれるということやね。それを 市が補助するんやろうと。

伊藤委員 そういうことを聞いてる。

西本委員 そういうことやろ、それはしないんやろ。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 何人が入られたから最後に精算するとか、何人を想定しとって それ以上に来られたから精算してお金を返してもらったり、お金を払ったりすると いう御質問かなと思ったんですけども、基本的にはそれを見込んで今回の運営の提 案をしてくださいという形にしておりますので、それをもって精算するということ はございません。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 千種そのものが寒冷地ということで、温水プールというのはすごい リスクというか、負荷がかかると思うんですけど、それをやっていただけるという ことなんですけども、やっぱりさっき出たんですけど、千種もやっぱり人口減少の中で、いろんなとこからもう会員なり、スイミングスクールの人を集めんとあかんとは思うんです。そういう意味で、まず市とのそういう、公共交通もそうですけど、いろんな形での協力体制と、それから報徳さんのほうの考え方は、ある程度市の活性化なり、そういうのを含めた提案だと思うんですけども、プロポーサルでそういう話はあったと思うんですけど、そういう考え方と、市と報徳さんとのずれはなかったんですか、大丈夫ですか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 施設の利用促進であったり、今の人口減少対策につきましても、今回、スポーツプラザ報徳さんのほうについても、やはり現状も踏まえた中で利用 促進で合ったり、お互い協力していこうというところにつきましては、何ら違った ところはございません。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 先ほど部長に説明いただいて、行政が最終的には絶対せなあかん部分と いう話は。僕は全町に1個ずつプールをつくる必要があるかどうか、千種は千種の また魅力があるんやと。ただ、子どものプールがなくなったから、それが温水にな っただけの話なんですけども、どうこう言うつもりはないんやけど、やっぱりずっ と市長もスポーツ立市を掲げられて、あそこは特に文教ゾーンということで、子ど もの教育から高齢者という部分で幅広くされようとしてるのはわかるんで、この指 定管理者のぜひお願いしていただきたいのは、やっぱり数値であらわれることとい うのは、例えば介護予防であったり、そういう健康チェックしかないんで、その辺 をしていただいて、実はプールの効果はこうあったんやということしか説明のしよ うがないと思うんです。金額的にこれだけ利益が出るということはないですし、赤 字を抑えたとそういう問題も出てくるかもわかりませんけども、やはりそれはもう 今、こういう介護社会になってきて、もうそこしか答えがないと思うんで、その形 はどうであれ、やはり健康なお年寄りがふえた、子どもが元気になった、プールで 頑張ってインターハイに出たとか、そんなことが地域の励みになってくるんで、つ くれることとつくれんことはあると思うんですけど、それをぜひお願いしたいなと 思います。変なまとめになってもうた。

伊藤委員 そのとおり。

稲田委員 お願いやで。

高山委員長 大事な話なんで。

坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今、おっしゃっていただいたとおりだと思ってます。 我々の処分としてはどういう使い方ができるのかということで、介護予防、担当部 局とも調整をしておりますし、今回の提案の中にも、そういうことに特化した提案 もございます。そのあたりでは、今、指定管理者となっていただく報徳さんと私ど もの思いというのは非常に近いところもあると思いますし、おっしゃっていただい たように、そこが今回やろうとしたところの一番のもとになるところと思いますの で、どういうお仕事に関してお示しできるかわかりませんが、そこあたりも十分意 識をしながら進めていきたいと思います。

高山委員長 よろしいですね。

山下委員。

山下委員 また収支計画書積算根拠平成28年度の中で、この人件費、社員給料、賞与、その下の管理費の中の賃金、アルバイト給料、ここのところをもう少し詳しく説明していただきたいんですけど、例えば社員としては2名の方が来てくださって、その方たちが専門のインストラクターなんですか。また、あるいは賞与30万円とすごく低いんですけど、これはこういった形なんですか。それと、あとアルバイト給料ということで585万円ということで、これは単価が幾らで何名分という計算になってるのですか。それだけお願いします。

高山委員長 順番で、樽本課長。

模本市民協働課長 スポーツプラザ報徳さんのところなので、細かく企業のところをお答えできない部分はあろうかと思うんですけども、社員につきましては2名を正規職員として配置するということを聞いております。その他の部分につきましては、できるだけ地元雇用という形で雇用していきたいということを聞いておりますので、少なくとも施設管理云々をあわせて3名以上の部分のついて、また時期的な部分でいいますとアルバイトさん等の給料という形で採用があるのかなと思っております。賞与の部分については、ちょっと安いのか高いのかが、これについては企業さんの判断で計上されておる部分かなと思います。

高山委員長 山下委員。

山下委員 専門のインストラクターの配備ということで、特に千種というか、宍粟市に住む人に健康で長生きしてもらいたいということで、介護予防等の取り組みもしていただけるというふうに聞いてたんですけども、それがどんな形で行われるのか。この専門のインストラクターさんがしてくださるのかお尋ねいたします。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 基本的に、この社員の部分の2名の方につきましては、プールを運営する上での資格等は全てお持ちなので、先ほど水泳でのインストラクターであったり、B&Gの資格であったりというのはお持ちなのかなと思います。その中で、その介護の部分については、やはりなかなか資格の部分があろうかと思いますので、その辺についてはちょっと確認しておりませんので、また確認させていただいたらと思います。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 この団体概要書の中で、報徳さんの計上、出てますよね。平成24年、平成25年、平成26年と出てますけど、平成24年度に比べたら平成26年度はちょっと利益が落ちてるんですけど、何かそういう情報、どんな状況であったかとかいうことは何か把握されてますか。

高山委員長 樽本課長。

模本市民協働課長 これにつきましては、選定審議会のほうでも御質問していただきました。やはり昨今のこの指定管理者制度による競争の中で、何ぼか手を離された部分が、この年度の部分が重なった部分があるということで確認はしていただいております。

樽本市民協働課長 それで、平成27年度については、また指定管理者制度によって 受けられた施設がふえておりますので、若干ふえてるということを聞いております。 高山委員長 山下委員。

山下委員 この指定管理業務仕様書というのは、あと契約書とか交わされると思う んですけど、その契約書とか見せていただけないんですか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今現在、仮協定を結んでおりますが、本日御承認いただきますと基本協定を締結させていただきますので、その部分についてはかえすことは可能かと思います。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今お示ししました仕様書に基づいて、そういう基本的な部分だけ基本協定をしておりますので、中身を見ていただくんであれば仕様書が一番だというふうに思います。後日、また出させていただきましょうか。

高山委員長 そうしてください。

稲田委員 これは、職員の方は通われるんですか、どちらからか。

高山委員長 樽本課長。

様本市民協働課長 今現在、この職員 2 名についても、御相談を受けております。 できるだけ千種に住まわれるのがいいのかなというふうに私どものほうも思っておりますし、その辺についてもまた住んでいただいて、家庭を持たれてる方もおられると思いますので、その方についてはまたお子さんもついてくるのかなと思いますので、何とか千種で生活していただけたらなと思っております。

高山委員長 委員長のほうから一言だけ質問させていただきたいんですけども、先 ほど稲田委員からのほうからもいい質問もございましたし、しますんですけども、 その中でやっぱり高齢者対策であったり、子どもさんのいろんないわゆる教育の部 分もあろうかと思うんですけれども、そういった中で福祉の部分をやっぱりしっか り考えていただいとるだろうと思うんですけれども、同じ福祉部とそれから教育部、 委託される報徳さんのほうでそのあたりも管理していただくだろうと思うんですけ れども、福祉部との関係、健康増進の関係だったり、長寿の関係だったりするんで すけれども、そのあたりをやはりうまいこと関連させていただいてやっていければ なと私も思うんです。そのあたり、千種の中にもやはりできることによって楽しみ が1つふえたなと、また我々もそういうことを利用させていただいて、健康のほう にも気をつけていきたいなというお話も聞いておりますし、そういった部分、何か インストラクターの方も当然そういう資格はお持ちかどうかわからないんですけれ ども、そういった部分でやっぱり福祉関連のこともしっかりとそこらを見据えてや っていただきたいなと思うんですけども、そのあたり福祉部のお考えは、当然まち づくりの関係ですから、そういったあたり、関係を密にしていただいとったほうが いいんかなと思うんですけども。

樽本市民協働課長 先ほどいただいた意見につきまして、やはりその部分というのは最も重要な部分かなと私どもも思っております。利用促進に向けても、やはり高齢者の健康増進というところにも視点を置きまして、連携を図りながらプログラムを入れていくように今も検討しておりますし、今後もやはりその部分については連携を図っていきたいと思っております。

(「よろしいです」の声あり)

高山委員長 よろしいですか。ほかに御意見、質疑ございませんか。

それでは、第58号議案の関係につきましては、これで審査を終わらせていただき たいと思います。大変長時間、御苦労さまでございました。

午後 0時03分休憩

午後 0時04分再開

高山委員長 第58号議案、宍粟市千種 B & G 海洋センターに係る指定管理者の指定について、替否を問いたいと思います。

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員であります。

大変ありがとうございました。特に何かございましたら。

岸本委員 直接の関係はないけども、とにかく稲田委員が言ったあれを十分、最後 委員長も言うてはったけども、ぜひその辺を。

高山委員長 そうですね。ちょっと書きとめといてな。やっぱり福祉の部分と並行的に。

伊藤委員 私らもそない思って一考。

岸本委員 設置した効果が上がるようなことを考えてほしい。

高山委員長 そういう運びにしていただいたら。当然、市のほうもですけれども、 業者の方もそこらあたりをしっかりやっていただいたらなと、このように思います。

岸本委員 それで結構です。

高山委員長 それなら、自由討議はそういったことでお願いします。

それでは、西本委員。

西本副委員長 長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

(午後0時07分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会総務文教常任委員会 委員長 高 山 政 信

#### 平成28年度第1回総務文教分科会会議録

日 時 平成28年5月16日(月曜日)

場 所 宍粟市役所501会議室

開 会 5月16日 午前10時32分

#### 次 第

- 1. 開会
- 2.委員長あいさつ
- 3.協議・審査事項
- (企画総務部)

第56号議案 平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決 第9号)の承認の関係部分

#### (教育委員会)

第56号議案 平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第9号)の承認の関係部分

#### (まちづくり推進部)

第56号議案 平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決 第9号)の承認の関係部分

- 4. その他
- 5. 閉会

#### 出席委員

委 員 長 高 山 政 信 副委員長 西本 諭 委 員 稲 田 常 実 委 員 岸 本 義 明 山下 **"** 伊藤 郎 " 由 美 秋 田 裕 三(議長)

#### 出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長中 村 司 企画総務部次長 名 畑 浩 企画総務部次長 世 課 良 智 財 務 長 砂 町 隆 之 (教育委員会) 教 育 部 原 郎 教育 部次長 田 正 人 長 藤 卓 前 教育総務課長 本 徹 教育総務課副課長 西 林 文 隆 (まちづくり推進部) まちづくり推進部長 雅 彦 まちづくり推進部次長 忠 信 坂 根 瀬 まちづくり推進部次長兼人権推進課長 次 市民協働課長樽 弘 健 本 勝 田 仁 消防防災課長 路 市民協働課副課長 菅 野 達 哉 田

作

⊞

裕

#### 事務局

次 長上長正典

市民協働課管理指導員前

(午前10時32分 開会)

高山委員長 それでは、予定をしておりました時刻になりましたので、ただいまより総務文教委員会を開催させていただきたいと思います。

流れといたしましては、まず分科会ということでございます。また、その後、第 58号議案に入らせていただきたいと思います。

まず、企画総務部の関係なんですけれども、第56号議案の関係部分について説明をしていただきたいと思います。よろしいですか。

中村部長。

中村企画総務部長 本日はどうもお疲れさまでございます。

それでは、平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決部分につきまして、総務部の関係について御説明させていただきます。

繰越明許の補正ということでございます。総務部の関係につきましては、3月に 繰越明許費を上げさせていただいた部分のものがございます。それから追加としま して総務費の総務管理費、一番上の部分なんですけど、ふるさと納税のパンフレッ ト作成事業につきまして、新たに繰り越しの追加をさせていただいております。こ れにつきましては、若干発注のほうもおくれたことも要因はするんですけども、内 容的にいろいろと、写真とかの部分でできるだけ美しく撮りたいとかいう部分、製 作者の部分も意見ございまして、でき上がりがかなりいい写真になってきていると 思われます。こだわりがちょっと入りまして、若干31日までにでき上がりができな かったということで、追加をさせていただいておるものでございます。

それと、その下の再生可能エネルギーの利用促進事業につきましては、これは太陽光の発電の補助金につきまして、関電等に申請のかげんで31日までに支払いができなかった部分について追加をさせていただいておる部分でございます。

総務の関係につきましては、以上でございます。

高山委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。どなたからでも挙手にてお願いしたいと思います。 稲田委員。

稲田委員 ふるさと納税パンフレット、この部数と配布先、寄附者に対するものなのか、それとも一般的にどういったところに置かれてるのかというのは。

高山委員長 次長。

名畑企画総務次長 部数については、はっきりした詳しい確定の数字はちょっと覚 えておりませんので、また報告させていただきますけれど、基本的には市内の方で ありますとか、そういう各施設とか集客施設に配置する予定、それともう一つは、 昨年度までに寄附をいただいた方に対しまして、新しいパンフレットを送りまして 啓発したいと考えております。

稲田委員 この間の広報を見せてもうたときも、その使途とか、寄附の集まった金額とかいろいろあったんですけども、その金額を書けないにしても、その使途先というのは、これはやっぱり関係してくるんだと思うんですけど。これはあくまでカタログなんやけども、もしかしたらこれだけ見て寄附をしようと思うときに、やっぱり返礼品に向けた寄附になってきて、本当の趣旨という部分であわせて並行してやっていかなあかんのじゃないかなと。企業からのふるさと納税というのも、取り入れるかどうかは別として変わってきそうなんですね、今後。その辺は、これに本当にこのガイドブック、カタログだけにしか見えないんで、その辺、もうできてしまったものは仕方がないですけど、検討がなかったのかなという。

高山委員長 次長。

名畑企画総務部次長 寄附の金額であるとか、それぞれの各寄附の用途、目的とかいったところにつきましては、数字的なところはかなり時系列で変動していきますので、なかなかその整理ができなかったということと、それとパンフレットを送る際には、やはりそういった稲田委員から御指摘いただいたようなことなんかも、別の冊子にまとめまして周知したいと考えております。

高山委員長 ほかに。

西本委員。

西本副委員長 今言われたのはあれですか、これとは別にまだ寄附の案内というか、 そういうものをつけるということですか、今言われたのは。

名畑企画総務部次長 そのパンフレットだけ送っても、やはり送ってこられた方は 何もわからないんで、やはり御依頼文であるとか、丁寧な対応をしたいと考えてお ります。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 今、趣旨についてというか、品物について総務省から何かいろんな指導がありますわね。余りにも変な、変なといったらおかしいけども、そういう趣旨に沿わんような返礼品もある。その点、この辺は別に問題点になるようなとこはありませんか。全部見てないけども。

名畑企画総務部次長 その産品の選考に当たりましては、委員会のほうを設けまして、中で十分議論をしております。特に、やはりふるさと宍粟に関係ある産品とい

ったものを中心に企画しておりますので、そういった華美であったりとか、全然関 係ないといいますか、宍粟市を連想できないもの、そういったものはないと考えて おります。

高山委員長 伊藤委員。

伊藤委員 この制度が変わるというようなことは、今のとこはないんですか。

名畑企画総務部次長 ここ昨年から比べますと、非常に寄附額も全国的なところで いいますと何十倍というような形に伸びてきております。やはり充実し出したのは、 ここ3年ほどだと考えておりますので、数年はやっぱりこのスタイルでいくんじゃ ないかなと考えております。企業の寄附制度なんかも創設されておりますので、ま だそういった制度は継続されると考えております。

高山委員長 ほかに。

ほかにないようでございますので、それでは総務文教委員会の関係、企画総務の 関係はこれにて終わらせていただきます。大変御苦労さまでございました。

午前10時38分休憩

午前10時42分再開

高山委員長 それではおそろいですので、教育部の審査を始めさせていただきます。 第56号議案平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第9 号)の承認についての関係部分について説明をお願いします。

藤原教育部長 御苦労さまです。それでは、第56号議案平成27年度宍粟市一般会計 補正予算の専決処分のうち伊水小学校の屋内運動場改築事業を進めるに当たって、 一部の用地について用地交渉や分筆作業に不測の日数を要したため、今回、繰越明 許の手続をさせていただきました。審議のほどよろしくお願いします。詳しくは前 田次長の方から説明をさせていただきます。

前田教育部次長 それでは、説明させていただきます。分科会資料の3ページをご らんください。伊水小学校屋内運動場改築事業につきましては、2,203万2,000円を 3月31日に繰越明許とするものです。繰越明許費の追加補正の理由としまして、用 地購入につきましては、分筆後面積を確定させた後に契約、登記、用地費の支払い となりますが、4ページの黄色の部分の用地交渉や分筆作業に予想以上の時間がか かったために繰り越しとなりました。参考までに用地の利用方法については、5ペ ージのとおりとなっています。用地購入する筆数は9筆、1,930平米となります。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いします。

伊藤委員 都多小学校の人数はどんどん減ってきている。今回の工事で必然的に統合せざるを得ないようになってしまうのではないか。協議会の意思は反映されるのか。

橋本教育総務課長 協議会につきましては、随時進めていただいておりますが、今回の工事につきましては、あくまで老朽化によるもので、耐震化もされていないため建てかえさせていただくものです。

西本副委員長 老朽化による建てかえということだが、建設予定地は今の校舎より 低いと思うが段差がつくのか。

西林教育総務課副課長 屋内運動場については、今の駐車場の高さに合わせます。 駐車場については 2 メートル程度低くなる予定です。

西本副委員長 学校の奥に民家がありますが、今ある進入路の上に屋内運動場が建 つようになっているが、家に行くための進入路がなくなってしまわないのか。

西林教育総務課副課長 今回、屋内運動場の横に附帯道路を新たにつくりますので、 その附帯道路を利用していただくことになります。

稲田委員 屋内運動場の面積は前と同じですか。

前田教育部次長 今の屋内運動場の面積は375平米ありますが、今度新たに建てる 屋内運動場につきましては900平米となります。

稲田委員 子どもが減っている状況の中で、375平米が900平米になることに納得できない。なぜ子どもが減ってきている状況で2.5倍にも広げる必要があるんですか。 西林教育総務課副課長 これは、文科省の基準で決まっています。基準では学級数によって面積計算をするようになっています。

稲田委員 それじゃ、今までが違法な状態で放置していたことになるのか。今の屋 内運動場を建てたときからずっと違法な状態で文部科学省から指導はなかったのか。 それともずっと無視していたのか。

西林教育総務課副課長 今の屋内運動場を建てた当時の基準が、375平米となっていましたので違法ではありません。それが、徐々に基準が変わって900平米となっています。

岸本委員 今の屋内運動場を取り壊した後はどうするんですか。運動場もかなり狭いので、運動場として使うのか。

西林教育総務課副課長 岸本委員がおっしゃるとおり、解体後は運動場として活用 します。もともと今の運動場が狭いということで運動場を広げてほしいという要望 がありましたので、今回、運動場にします。 西本副委員長 仮に都多小学校と統合した場合でも教室が足らないことはないのか。 西林教育総務課副課長 統合されても6教室は変わりませんので問題はないです。 山下委員 障がい者用のトイレとかスロープは整備されるのか。

西林教育総務課副課長 今回、改築する伊水小学校の屋内運動場は1階平屋建てなので、エレベーターは必要ありませんが、車椅子で利用できる障がい者用トイレと出入り口はスロープを設けます。

高山委員長 他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これで教育部の審査を終わります。教育部の皆さん御 苦労さまです。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

高山委員長 それでは、おそろいでございますのでまちづくり推進部の審査に入らせていただきたいと思います。第56号議案の関係部分について説明を受けます。

まず、委員の方々、分科会という形でいかせていただいて、その後、第58号議案という形で審査に入らせていただきます。一旦休憩を挟んで、またすぐ再開しますので、そのつもりでお願いさせていただきたいと思います。

それでは、第56号議案の関係を説明していただきたいと思います。

田路課長。

田路消防防災課長 それでは、予算決算常任委員会資料総務文教分科会の1ページ目に資料をつけております。平成27年度宍粟市一般会計補正予算繰越明許費補正資料といたしまして、消防費の防災センター管理費のうちの工事請負ということで、760万円を上げさせていただいております。理由としましては、平成28年1月に防災センター南面外壁の雨漏り修繕工事にあわせて、屋上防水層FRPを調査したところ、劣化が激しいことが判明し、至急雨漏り対応の防水工事が必要と判断し、梅雨の時期までに完了させたいため、平成28年度に繰り越して早急に施工するということで、修繕箇所は防災センター屋上、施工方法としまして防水シートの張りかえとウレタン塗膜防水ということで上げさせていただいております。

以上です。

高山委員長 説明は終わりました。

質疑に入ります。どなたからでも。

伊藤委員。

伊藤委員 タイルいうのはどないなるの。地震がばあっときたときに、ごそっと落ちる感じなの。戸棚のところにばらばらと落ちる感じなの、どういう感じで落ちて くるのかちょっと想像がつかんねんけど。

田路消防防災課長 タイルの落下につきましては、今から調査をしてみなわからんのですけども、剝離してる面が大きければごそっと落ちる可能性もありますし、少なければ部分的に落ちる可能性がありますので、タイルにつきましては今度の6月議会で、6月補正で上げさせていただいておるんですが、昨年2月に南面のみタイルの工事をしまして、残りの3面につきましては6月補正で予算を上げさせていただきまして、早急に対応したいと考えております。

伊藤委員 それをすることによって少々の、何度ぐらいまでやったら大丈夫なの。 それはわからん。

田路消防防災課長 それは調査をしてみて、どの程度剝離しているかどうかを調査 によって見ないとわからないです。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 南面の施工については、樹脂を目地のところから注入して、剝離しかけてる部分について再度固定をするという方法をとらせていただいております。それが一番ポピュラーなやり方だというふうに施工業者のほうからは聞いておりますので、今回、6月補正で計上させていただこうとしてる部分についても、基本的にはその方法を採用していきたいなというふうに思ってます。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 屋上の構造がどうなってるんかわからないんですけども、南の壁面は説明を受けて、その樹脂、コーキングしてるか何かわからん。それで、屋上の防火槽、このERPというのはどういう状態。

(「FRP」の声あり)

稲田委員 FRPね。屋上が普通に上れるようになっているような状態なんですか。 屋上へ上がったことがないんやけど。

田路消防防災課長 屋上につきましては、階段から上に上がれるようになっておりまして、屋上全面、そのFRPの層を張っておりまして、そのFRPの層が経年劣化によって剝がれているところであるとか、裂けているようなとこがありまして、そこを全面剝がしまして張りかえるという工事を予定しております。

稲田委員 専門じゃないのでわからないですけど、鉄筋の場合、屋上から漏る部分 とサイドからしみ込んで、今おっしゃったように南側から、その辺からずっとしみ 渡って、雨漏りが天井から漏ってくる部分と壁から漏ってくる部分があると思うんやけど、その辺は多分調査をされて屋上に原因があるということで、今回修繕されることになるんですかね。

田路消防防災課長 屋上につきましては、ことしの1月、2月の南面のときに業者に見てもらって、そのときにこれもちょっと劣化が激しいということが判明しましたので、早急にしたいということで、今回繰り越すということで上げさせていただいてます。

稲田委員 また、出てくるかわからんね。

高山委員長 何平米あるんですか、その面積。ちょっと参考のために。

田路消防防災課長 400平米です。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 確認なんですけど、南面の部分はタイルの補強というか、そういう 部分ですか。

(「はい」の声あり)

西本副委員長 それでもう1つ、屋上もだめだったということは、屋上もまたFRPでやり直すということなんですか。これで合うとん。

田路消防防災課長 そうです。

西本副委員長 そういうことやね。

高山委員長 山下委員。

山下委員 南面が、樹脂で固定が終わったということで、あと3面、西、東、北が6月の補正でということですけど、状況としては南のと同じだと思うんですけど、 危険はないんですか。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 南面の施工の際に、防水の専門業者と直接話をさせていただいたんですが、すぐどうのこうのという状態ではないけれども、剝離が見られると。打音検査というんですか、していただいたときに浮いてるというところで、当初、出窓の目地のところから中が雨漏りがしてるように我々も思いましたので、そこの施工という形で補正をさせていただいて発注したんですが、足場を組んで打音検査をすると、やっぱり若干浮きが見られると。これは早い段階で手だてをしておくほうがいいというようなお話をいただいた。今すぐどうのこうのという話は、そのときには伺っておりません。ただ、何年も置いておくということはいい状態ではないだろうという判断は今しております。

高山委員長 山下委員。

山下委員 防災センターは恐らく建設されてから15年ぐらいたつんじゃないかなと思うんですけど、こういったタイルが剝がれたりするようなことは、防災センターは利用者が多いですし非常に危険な状態やなというふうにも感じたんですけど、あと雨漏りのことも含めて、15年ぐらいたったら大体どんなふうに管理していくかとか、危険がないようにどんなふうに管理していくかとか、そういったことはどういう形になってるものなんですか。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 ちょっと申しわけございません。こちらのほうに、今、 現状でお答えできる状態にないんですが、中身の設備とか、そういうものについて は法定の点検が義務づけられている部分がございますが、そこにあるのかどうかと いうちょっと確認をさせていただきます。今まで、そういう状況をやっていないと いうことで、法定であれば予算を計上してずっとやってると思いますが、そういう 状況にないというところで、ないんではないかなと思いますが、確認をさせていた だきます。

高山委員長 伊藤委員。

伊藤委員 確認だけ、ちょっと。これとちょっと関係ないんやけど、防災センターは、この間 5 町の議長会のときに、議長が防災センターに機能が全部ありますよというようなことを言われたんやけど、僕はこの庁舎が出たときに、防災センターの機能は全部こっちに移っとると理解しとんやけど、それでええんかいな。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 本庁舎も免震の装置をしてまして、当然、こちらに災害対策本部の機能も3階の庁議室で持つようにしております。ただ、あちらのほうは防災センターという形で、機能としては防災教育とか、そういう部分では機能として残しておくと。

伊藤委員 何かあった場合は、もうここで全部やるんやな、こっちで。

坂根まちづくり推進部長 はい。

伊藤委員 わかりました。

高山委員長 ほかに。

稲田委員。

稲田委員 この補正と関係ないんであれやったら、その防災センター、今、社協が 入ってて、これからも多分、本当に有事のときはここも市役所もそうですし、防災 センターももちろん避難場所として、実際、でも今回の熊本のを見ても、あそこ自体は頑丈な建物、タイルはこぼれても頑丈な建物やということなんですけども、実際、その機能を今の時点でできるのかというのはちょっと不安であって、この間も言うたんやけど入浴のとこも物置になっとったり、ちょっとほかの施設、もちろん利用してもらうのはええんやけど、そのほかの利用が便利になると、そっちの本当の防災としての、いざとなったときにすぐ対応できる機能なのかというのが、ちょっと施設としてももう一刻を争うような事態が来ると思うんです。例えば寝るこがなかった、今回も車中泊とかいっぱいされとんで、今、そういうことは少ないにしても、今、急に使える状態なんかというたら、そうでないんですけども、今後どうされるんかなというのがあったので。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 過去に御指摘いただいて、私も直接見にいかせていただいて、お風呂の脱衣所の状況も見させていただきました。その部分については、社協の事務所長に話をして整理をするようにという指示をさせていただいたところであります。

見学についてはほとんどないというふうにおっしゃったんですが、そこそこまだある状況にあります。ただ、姫路の自然学校で来た子どもさんたちが一つの見学の施設にしたりと。市内の小学校についても、遠いところについては少し移動の手段が確保できていませんので来れてない状況なんですが、近隣の分については防災学習というところで行かせていただいてるというところで、免震もとい起震装置がそろそろ耐用年数も切れるんで、そのことのところには一定の判断をしないといけないかなと思いますが、今のところは活用をしてもらってる状況にあります。

(「またあれ、ごっつい金が要るな」の声あり)

高山委員長 ほかに。

それでは、ないようでございますので、分科会56号関連これをもって審査を終わらせていただきたいと思います。

暫時休憩をさせていただいて、この時計で15分、よろしいですか。トイレ休憩でよろしいですか。ないようでしたら引き続きということにさせていただいて。11時15分から会議を再開します。

午前11時07分休憩

午後 0時04分再開

高山委員長 それでは、大変慎重審議をしていただきましてありがとうございます。 我々に付託されました関係部分について賛否を問いたい、このように思います。

まず、議案番号第56号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算(5号)の専決処分(専決第9号)の承認の関係部分について、賛否を問いたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員であります。

特に何かございましたら書き添えますけれども、ないですか。

(午後 0時07分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務文教分科会 委員長 高 山 政 信